

市民センターの使用にあたって(注意事項)

1 入館の制限

市民センター館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、または退館を命ずることができます。

- (1) 酩酊している者
- (2) 他人に迷惑となるおそれがある物品又は動物の類を携帯している者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

2 使用者の守るべき事項

- (1) 各室の使用できる人員を超えないこと
- (2) 許可なくして物品を販売しないこと
- (3) 定められた場所以外で火器を使用しないこと
- (4) 許可なくして、壁、柱等にはり紙、釘打等をしないこと
- (5) 承認を受けた施設及び設備以外のものを使用しないこと
- (6) 承認目的以外の目的に使用しないこと
- (7) 飲酒を伴う使用をしないこと

3 多目的利用にあたっての留意点

- 過度な営利使用はできません。

詳しくは誓約書をご確認ください。

- 市民センターの駐車場には限りがあります。

参加者には公共交通機関を利用するよう周知してください。

参加者が市民センター周辺の路上等に違法駐車や迷惑駐車をしたことが発覚した場合は、以後、同様の使用目的での使用をお断りします。

4 避難所開設時の市民センターの使用について

災害時等で避難所が開設される場合は、市民センターの使用はできません。

5 使用料の不返還

既に納付した使用料は、返還しません。

ただし、天災その他使用者の責めによらない事由により市民センターを使用することができないときは、すでに納付した使用料を返還します。